

19 不審者等による緊急事態発生時の対応

【事例】

見知らぬ男が下校中の児童生徒に声を掛け、連れ去ろうとしていたとの情報を電話により受けた。

○発生時の対応のポイント

《学校に不審者情報の第一報があった場合》

ステップ1 初期対応

【緊急事態の判断】

- ・通報者から可能な限り、「いつ」、「どこで」、「誰が」、「どんなことをして」、「どのような状況になっているか」聞き取る。
- ・緊急性の有無が判断できない場合は、最悪の事態も想定されることも念頭におき、緊急事態として対応する。
- ※発生時の通報は情報が少ないことが多い。判断に迷う場合は緊急事態として行動する。

【第一報時の対応】

- ・複数人で現場に急行する。
(児童生徒の安否確認・安全確保が優先)
- ※当該児童生徒が現場におり、負傷している場合は直ちに119番通報する。
- ・直ちに警察への110番通報等、関係機関等への通報と被害児童生徒の保護者対応を行う。(情報の混乱を防止)
- ・続報も含めて、通報者から詳細な状況の聞き取りを行う。
- ※通報時間、通報者の身元、連絡先の聞き取りを忘れない。
- ・通報内容、関係機関等との連携状況を正確に集約・整理する。

【他の児童生徒への対応】

- ・在校児童生徒の所在及び人数を確認し、事態が収束するまで学校で保護する。
- ・下校中の児童生徒については、帰宅しているかどうかを家庭に連絡する等して、早急に安否の確認をする。
- ・所在がつかめない児童生徒については、その児童生徒の友人や立ち寄りそうな場所等に連絡し確認をする。

【保護者への対応】

- ・下校途中の児童生徒の保護者に対して、安否確認の依頼をする。
- ・学校に残っている児童生徒の保護者に連絡し、児童生徒の迎えを依頼する。

【教育委員会への報告】

- ・管理職は、教育委員会への第一報と協力や支援を要請する。

《不審者は確保されていないが、児童生徒の安否が確認できた場合》

ステップ2 被害拡大の防止

【二次的被害の防止】

- ・一斉メール等を活用して、保護者や地域住民に正確かつ迅速に情報を発信し注意喚起を図る。
- ・児童生徒の集団下校の体制を組むとともに、保護者や防犯ボランティア等の同伴を依頼する。

【他の児童生徒への対応】

- ・学校に残っている児童生徒は、安全が確認されるまで保護するとともに、迎えに来た保護者へ引き渡す。
- ・所在がつかめない児童生徒は、保護者や警察等の協力を得ながら継続して安否確認をする。

【保護者への対応】

- ・迎えに来た保護者に児童生徒を確実に引き渡す。
- ・保護者や防犯ボランティア等の同伴による集団下校を行う。

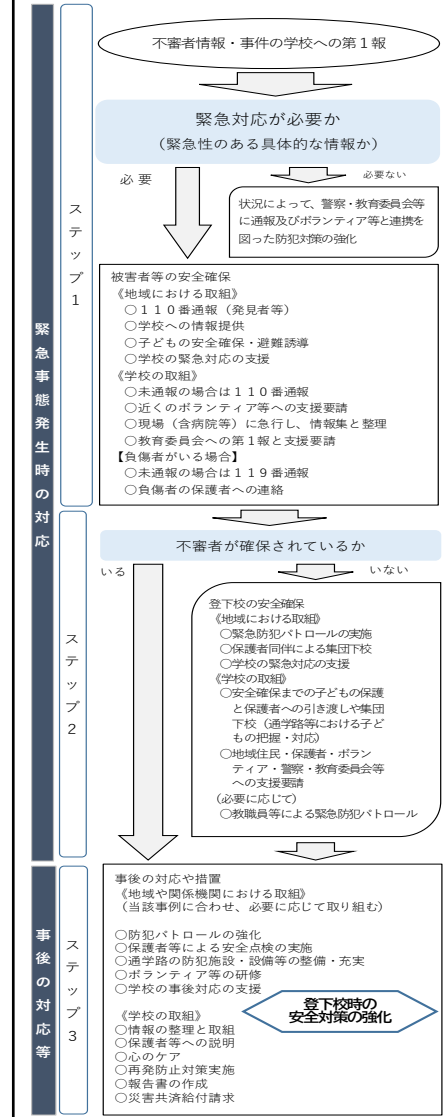
【関係機関等との連携】

- ・PTAや関係機関等の協力を得て、学校周辺及び校内の巡視を強化する。

【報道機関等への対応と事態経過の記録】

- ・報道機関や関係機関等への対応は、窓口を一本化し管理職が当たる。
- ・誤報を避けるため、分からないことは「現時点では分からない」と明確に回答し、判明した時点で回答する。
- ・児童生徒の個人情報の取扱いについて十分に配慮する。
- ・事件・事故の発生日時、場所、内容、措置・対応を時系列にし、正確に記録する。

【登下校時における緊急事態発生時の対応例】



《緊急事態収束後の対応》

ステップ3

[被害児童等のケア]

- ・被害に遭った児童生徒やその保護者に対して、養護教諭やスクールカウンセラーを中心に心のケアを行う。
- ・教職員が一体となって「保護者等への説明」、「心のケア」等の事後の対応や措置を適切に行う。
- ・情報を整理し、教育委員会等への報告書や災害共済給付に関する請求書を作成し、請求する。

[他の児童生徒への対応と再発防止]

- ・体調、睡眠、食欲、表情等の健康状態と、心配なことや困っていること等を家庭訪問や個別の面談で確認する。
- ・心の健康状態を把握できるようなアンケート調査等を実施する。
- ・配慮を要する児童生徒の情報を収集するとともに、必要な対応策を実施する。
- ・心的外傷による影響は長期にわたり現れることもあり、学校医やスクールカウンセラー、専門医等の関係機関との連携も含めた持続的な観察とケアについて必要な対応策を講じていく。
- ・緊急事態の正確な記録等から発生原因や問題点を究明し、登下校時の安全対策の改善・強化を図る。

[保護者への対応]

- ・事件・事故の重大性等によっては、できるだけ速やかに保護者説明会を開催し、「事件・事故についての報告」、「児童生徒の心のケアを含めた今後の対応」等について説明する。

[教育委員会への報告]

- ・管理職は、事案の概要について、速やかに教育委員会へ報告し、対応策等について指導・助言を受けるとともに、状況の変化に応じ適宜報告する。

[報道機関等への対応]

ステップ2の「正確な情報の収集・把握・整理」「窓口の一本化」「個人情報の保護」を継続する。

○今後の対応策（未然防止）のポイント

[危険予測・回避能力の育成]

- ・「通学路安全マップ」や「地域安全マップ」の作成等を通して、児童生徒へ危険箇所や「子ども110番の家」等の緊急の際の避難場所について十分に理解させるとともに、危険予測・回避能力を身に付ける指導を行う。
- ・登下校時の緊急事態発生の場合の対処法（大声を出す、防犯ブザーを鳴らす、逃げる等）を指導する。
- ・登下校時の緊急の際の対処法の指導と訓練を実施する。
- ・学校と警察が連携し、学年や理解度に応じ、危険な事案への対応等について、児童生徒が考えながら参加・体験できる防犯教室等を実施する。
- ・警察の「ナポくんメール」や各市町村の「安全・安心メール」等を活用し、不審者情報等について教職員全体で情報共有する等、危機管理意識を高める。

[推進体制の構築]

- ・推進体制の構成は、通学路における安全対策の関係機関となる教育委員会、学校、PTA、警察、防犯ボランティアを含めることを基本とし、必要に応じて自治会代表者や学識経験者等を加える。
- ・危険等発生時において、当該学校の職員がとるべき措置の具体的内容及び手順を定めた危機管理マニュアルに従い体制整備を行う。
- ・保護者に対して、不審者情報等を入手するための手段についての啓発を行う。